半世紀余「長かった」

世論喚起した支援者ら歓喜

弁護士と喜びを分かち合う日本プロボクシング協会袴田巌支援委員会の新田渉世さん（左）＝20日午後、都内

「やった、やった。長かった」―。検察が特別抗告を断念したとの一報が記者会見場に入ると、「袴田巌さんを救援する清水・静岡市民の会」の山崎俊樹事務局長（69）は声を上げた。

山崎さんは、みそタンクから見つかり犯行着衣とされた「5点の衣類」の不自然さを20年以上にわたって追及してきた。弁護団の実験を主導。みそ漬けの血痕が短期間で黒色化することを示した実験報告書は「無罪を言い渡すべき明らかな証拠に該当する」と評価され、その成果は袴田巌さんの再審開始に結びついた。

20日も検察の庁舎に出向き、弁護団や他の支援者とともに特別抗告を断念するよう要請行動を展開。再審開始の確定を「胸のすく思い」と喜びをかみしめた。

日本プロボクシング協会袴田巌支援委員会も長年、元プロボクサーの袴田さんを支えてきた団体の一つ。再審開始を認めた13日の東京高裁決定直後から「ツイッターデモ」を始め、国内外で世論を喚起した。新田渉世委員長（55）は「特別抗告というカウンターパンチを後続に出さず、ノックアウトで勝利できた。ただ（再審公判という）もう一試合が残っていると語り、今後も袴田さんの支援に尽力する考えを示した。

「ノックアウトで勝利」

吉報、喜ばしい

救援議連・塩谷会長

袴田巌さんの再審開始を認めた東京高裁決定に対し、東京高検が最高裁への特別抗告を断念したことを受け、袴田巌死刑囚救援議員連盟の塩谷立会長（衆院比例東海）は20日、「吉報をわれわれ議員連盟メンバーも大変喜ばしく受け止めた。長きにわたり袴田巌さんを支えてこられた姉のひで子さん、弁護団、支援者の方々の努力に敬意を表する」とコメントを出した。

静岡地裁には東京高裁決定を重く受け止め、高齢の袴田さんや家族の胸中も踏まえた速やかな再審開始を求めた。その上で「法治国家であるわが国のあるべき姿として公正な判断が行われ、一日も早く袴田さんに再審無罪判決が言い渡されることをわれわれ一同心より祈念する。引き続き、関係者の皆さまと志をともに活動を続ける」と強調した。

近年は特別抗告の傾向

日弁連関係者指摘

近年の再審請求事件を巡っては、検察が再審開始決定の取り消しを求め、最高裁まで争う傾向が見られていた。日本弁護士連合会再審法改正実現本部の鴨志田祐美本部長代行は、今回検察が特別抗告を見送った背景を「メンツと世論のハレーションをてんびんにかけた結果では」とみている。

1989年に静岡地裁で再審無罪となった「島田事件」など戦後の4大死刑冤罪（えんざい）と呼ばれる事件では、「免田事件」を除いて検察は再審開始決定に対して特別抗告していた。免田事件は高裁で再審開始決定が出たため、特別抗告は検察にとってはなすすべがなかった。

一方、2000年代に入ると、特別抗告の流れが鮮明になる。とりわけ「捜査とかなるべきかの成否体験」と指摘される申し立てを禁止することをはじめとして再審法（刑訴法の再審規定）の改正を訴えてきた。

鴨志田さんは「この再審請求事件も特別抗告理由はない。検察もそれを分かりながらやっている。今後も基本的には特別抗告するのが原則だろう」と指摘し、法改正の必要性を強調した。

再審法改正を訴え

速やかな無罪判決可能

葛野尋之青山学院大教授（刑事訴訟法）の話

再審開始を認めた東京高裁決定は検察の反論を逐一取り上げ、丁寧に退けていった。

前提として、みそ漬け血痕の色調変化を化学的に説明せず、という最高裁の宿題に弁護側はしっかり答えた。一方、検察は答えることができなかった。有罪認定に合理的な疑いが生まれることに化学的根拠があるとした高裁の判断は、再審公判でも生きてくる。

検察官はすでに主張を尽くした。再審制度の目的が無辜（むこ）の救済である以上、検察官ができることは出されている証拠に意見を述べる程度に過ぎない。そうなると、速やかに無罪判決を出すことは可能と言える。

検察内部も意見二分か

元検事の遠藤浩一弁護士の話　特別抗告は高裁の判断に憲法違反か判例違反がなければできない。再審開始を認めた東京高裁決定は実験結果に基づいて判断しており、特別抗告しても実質的には事実誤認の主張しかできなかった。第2次再審請求では議論が出尽くし、高裁の判断も慎重で、覆すのは至難の業だ。現場の検察官には「これ以上何を審理するのか」との感覚が広がっていたのではないか。一方、高裁決定が捜査機関による証拠「捏造（ねつぞう）」の可能性に踏み込んだ部分は、検察組織としては承服できない内容だ。内部でも意見が割れたとみられ、有力幹部の中に積極的な特別抗告派がいたと推測される。

検察の抗告権廃止が必要

元東京高裁部総括判事の門野博弁護士の話　検察が特別抗告しなかったのは、当然のこととはいえ適切な措置だ。しかし、今回の第2次再審請求だけでも、静岡地裁が再審開始を認めてから10年近くの歳月がたっており、その間、袴田巌さんの時間を奪い去ったことは取り返しがつかない。無実の人を救済するための非常手続きとして定められた再審制度の趣旨を完全に逸脱している。

今回の審理経過は、検察に抗告権を認めることが法の趣旨をないがしろにしてしまうことをより明確に示した。ドイツが検察側の抗告権を廃止したように、日本においても直ちにそれに向けた法改正が必要だ。

「袴田事件」の主な経過

1966年6月30日	●旧清水市（静岡市清水区）のみそ製造会社の専務方から出火し、一家4人の遺体が見つかる
8月18日	●懲役が強盗殺人などの容疑で従業員の袴田巌さんを逮捕
9月9日	●静岡地検が起訴
11月15日	●静岡地裁の初公判で袴田さんが全面否認し、無罪を主張
67年8月31日	●事件現場近くのみそタンクから血染めの「5点の衣類」が見つかる
68年9月11日	●静岡地裁が死刑判決。ただ、自白調書45通のうち44通は任意性を否定し、採用せず
76年5月18日	●東京高裁が控訴棄却
80年11月19日	●最高裁が上告棄却
81年4月20日	●静岡地裁に再審請求（第1次）
94年8月8日	●静岡地裁が請求棄却
2004年8月26日	●東京高裁が即時抗告棄却
08年3月24日	●最高裁が特別抗告棄却
4月25日	●袴田さんの姉ひで子さんが静岡地裁に再審請求（第2次）
14年3月27日	●地裁が再審開始と死刑・拘置の執行停止を決定。袴田さんが47年7カ月ぶりに釈放される
31日	●静岡地検が東京高裁に即時抗告
18年6月11日	●高裁が地裁決定を取り消し、再審請求を棄却。死刑・拘置の執行停止は維持
18日	●弁護団が最高裁に特別抗告
20年12月22日	●最高裁第3小法廷が高裁決定を取り消し、東京高裁への審理差し戻しを決定。裁判官5人のうち、2人が「差し戻してはなく、再審を開始すべき」との反対意見
21年3月22日	●差し戻し審で3者協議開始
11月1日	●みそ漬け血痕の赤みが消失するメカニズムを化学的に示した鑑定書を弁護団が高裁に提出
22年7～8月	●高裁が鑑定人ら専門家5人の証人尋問を実施
11月1日	●高裁の裁判長らが静岡地検を訪れ、東京高検が約1年2カ月続けた「みそ漬け実験」の検証作業に立ち会う
12月2日	●弁護団と高検が最終意見書を提出
12月5日	●袴田さんが高裁の裁判長らと対面。ひで子さんが意見陳述
23年3月13日	●高裁が再審開始を認める決定
3月20日	●高検が特別抗告を断念

自費出版をお考えの方、ご相談に応じます。
あ、本 書こう
静岡新聞社出版部 TEL054-284-1666
月～金曜日（祝日除く）9:00～17:00

「犯行を目撃」証言

御殿場殺人事件　敷地内の作業員

本社が速報

静岡新聞社は20日夕、袴田巌さん（87）の裁判のやり直しを認めた東京高裁決定に対し、東京高検が最高裁に特別抗告せず、再審開始が確定したことを伝える速報をJR浜松駅周辺のビル張り出された速報を読む袴田巌さん第1審判決時、浜松市中区の遠州鉄道新浜松駅

御殿場市東山の建設資材置き場で、建設会社社員勝間田稔さん（30）の頭部を殴打して殺害したとして小川町菅沼、建設作業員関口善樹容疑者（26）が逮捕された殺人事件で、同じ敷地内にいた作業員が犯行の瞬間を目撃したと証言していることが20日、関係者への取材で分かった。

御殿場署などによると、敷地内には当時、2人を含めて約10人の作業員がいた。

一方で同署などによると、事件の第一報は現場の資材が落ちてきて頭に当たり、けがをした人がいる」という119番で、現場での作業員らによる説明も当初は災害事故を思わせる内容だった。同署は、殺人事件に気付いた経緯について「現場で聞いた」などと説明している。

同署は20日、遺体の司法解剖を行い、死因を脳挫傷とみなしたトラブルがあり、勝又容疑者が勝間田さんの頭部を強い力で殴打したとみ、犯行の経緯や動機を捜査している。

交番襲撃で逆転無罪

大阪高裁12判決

一審懲役12年　心神喪失認める

大阪府吹田市の吹田署千里山交番で2019年6月、警察官を弓で刺して拳銃を奪ったとして強盗殺人未遂罪などに問われた無職の橋本孝被告（36）の控訴審判決で、大阪高裁の斎藤正人裁判長は20日、被告が心神喪失状態で刑事責任能力がなかったと判断し、無罪を言い渡した。心神耗弱だったとして懲役12年とした一審大阪地裁判決（21年8月）を破棄した。

被告は起訴前と起訴後、2人の医師の精神鑑定で「精神疾患が影響したとされる」と指摘された。斎藤裁判長は、09年ごろに発症し投薬治療中だった精神疾患が、19年4月以降の激化減薬などで顕著になったとして、犯行時の被告は「自己の行動を制御する能力を著しく欠いていた」と判断した。

一審判決は、被告が事前に交番を下見したり事件後に着替えて逃走したりした行動を、合理的で被告本人の意思に基づくものだとする起訴前の鑑定医の意見を踏まえ、限定的な責任能力があったと認定。本人の意思はなかったとする起訴後の鑑定医の意見は信用できないとして退けた。

斎藤裁判長は起訴後の鑑定医の意見も尊重するべきだと指摘し、信用性を排除した一審判決は被告の行動と精神疾患の関係性を具体的に検討できておらず「不合理で是認できない」と批判した。

「ルフィ」ら4人を起訴

広域強盗と別事件で

各地で相次いだ広域強盗事件に絡み、「ルフィ」などと名乗り犯行を指示したと疑いがある今村勝人容疑者（38）ら4人について、東京地検は20日、強盗事件とは別の特殊詐欺事件を巡る窃盗罪で起訴した。フィリピンから強制送還された後、警視庁にそれぞれ2回逮捕されていた。ほかは藤田聖也（38）、渡辺優樹（38）、小島智信（45）の3被告。

地検によると、今村被告の起訴内容は2019年4月、仲間と共謀し、金融庁職員に成り済まし埼玉県の女性からキャッシュカードを盗み、約233万円を引き出したとしている。

ほかの3被告は19年11月、警察官などを装い、東京都の男女にメールを送った上でカードを盗み、計約410万円を引き出したとしている。

大阪でタクシー事故

4人死傷、74歳逮捕

20日午後1時10分ごろ、大阪市生野区田島3丁目の交差点で、タクシーが歩行者の女性2人と自転車の男性をはねた。生野署などによると60代くらいの女性が死亡、70代くらいの女性が意識不明の重体で病院に搬送された。男性は軽傷だったが、タクシーは走行を続け、ミニパイクの男性（81）に接触。その後も停止せず歩道に乗り上げてしまった。

署はミニパイクの男性に打撲の軽傷を負わせて逃げたとして、自動車運転処罰法違反（過失傷害）と道交法（ひき逃げ）の疑いで大阪府門真市島頭4丁目、タクシー運転手斉藤敏夫容疑者（74）を現行犯逮捕した。「逃げたつもりはない」と供述しているという。

署は詳しい状況を調べる。

タクシーは交差点の横断歩道を歩行中の女性2人をはねた際、信号を無視した可能性があるとみ後、約800メートル離れた大阪市東住吉区の今林1丁目の路上で停車中のミニパイクに追突した。

御殿　千津子さん（ちこう）・ちづこ＝田中孝（15年前の自宅で死去、89歳、名古屋市出身。葬儀は近親者で行った。喪主は息子一郎（いちろう）氏。

代表作にテレビドラマ「芳べえ物語」など。98年から、脚本家を養成する「シナリオ・センター」の所長を務めた。

◇お断り　「国内の新型コロナウイルス感染者」の表と県内の感染者数は別面に移しました。